

## 自由金利型定期預金（M型）規定

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

### 1（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 2（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに、当店で返却します。

### 3（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」）といいますが、）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

c 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当行がお客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、別途定める「反社会的勢力との取引排除規定」により解約する場合など、やむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率と

します。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - b 6か月以上1年未満 約定利率×50%
  - c 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - b 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
  - d 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
  - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
  - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
  - g 3年以上4年未満 約定利率×60%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
  - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - b 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
  - d 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
  - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
  - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%
  - g 3年以上4年未満 約定利率×60%
  - h 4年以上5年未満 約定利率×60%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
  - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - b 6か月以上1年未満 約定利率×10%
  - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×10%
  - d 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
  - e 2年以上2年6か月未満 約定利率×30%
  - f 2年6か月以上3年未満 約定利率×40%
  - g 3年以上4年未満 約定利率×50%
  - h 4年以上5年未満 約定利率×60%
- ⑤ 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
  - a 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b	6か月以上2年未満	約定利率×10%
c	2年以上3年未満	約定利率×20%
d	3年以上4年未満	約定利率×30%
e	4年以上5年未満	約定利率×40%
f	5年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上7年未満	約定利率×60%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a	6か月未満	解約日における普通預金の利率
b	6か月以上2年未満	約定利率×10%
c	2年以上3年未満	約定利率×20%
d	3年以上4年未満	約定利率×30%
e	4年以上5年未満	約定利率×40%
f	5年以上6年未満	約定利率×50%
g	6年以上7年未満	約定利率×60%
h	7年以上8年未満	約定利率×70%
i	8年以上9年未満	約定利率×80%
j	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。

(2) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

5 (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記3の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

以 上  
(2020. 4. 1)